慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	『公請表白』・『玉葉』から見る安居院澄憲 : 安元以前
Sub Title	Aguwi-Choken in "Kujohyobyaku" and "Gyokuyo" : before the Angen Period
Author	矢口, 郁子(Yaguchi, Ikuko)
Publisher	慶應義塾大学藝文学会
Publication year	2001
Jtitle	藝文研究 (The geibun-kenkyu : journal of arts and letters). Vol.80, (2001. 6) ,p.24- 42
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00072643-00800001-0024

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

『公請表白』・『玉葉』から見る安居院澄憲

――安元以前――

矢口　郁子

一、はじめに

安居院澄憲については、『古今著聞集』『平家物語』『源平盛衰記』等における説話的人物像が印象的である。また、『澄憲作文集』『転法輪鈔』等と『平家物語』の文言との類似が指摘されてより、彼の唱導は注目されてきた。その唱導の空間・実態に興味が向けられつつあり、中世寺院に伝領され僧侶が携えていた書物が紹介されるとともに、唱導に用いられた因縁類と説話世界との密接な関係があぶり出されている。

一方澄憲の「表白」についてだが、早く多賀宗隼氏は『転法輪鈔』を論じて「ここに集められた表白が、一般に、極めて具体的な内容をもつこと、願文や表白のとかく傾きがちな一般的・抽象的表現に終始していないことが凡そ察せられるであろう。」と述べ、彼の「表白」の具体性を評した。(1)

「表白」が指す詞章の範囲・性質については、その後研究が重ねられている。(2) 仏事法会における不可欠な基本構成は、

表白・経釈・施主段であると考えられるが、[3] 澄憲の「仏釈・経釈」「施主段」を、抄出すること無く細部まで反映させている資料に『安極玉泉集』がある。牧野淳司氏によって、説法の全体像が明らかにされ、同時に種々の「唱導」の書物が収録する詞章を相対的に見る視点がもたらされた、[4] 説話世界や「表白集」と題される書物において「表白」「表白詞」として収録されたものでも、法会次第に則ると「説法」の一部、「施主段」の一部に相当する場合があり、[5] 用語の定義については注意が促されているといえよう。

さて、多賀氏がその具体性に注目した澄憲の唱導であるが、その独自性は法会の中の奈辺で発揮され、如何なる点で評価されたのだろうか。従来澄憲の弁舌の才については、当代の『玉葉』や説話集の描写、あるいは後代の『元亨釈書』等の記述から「富楼那の如し」「説法珍重」「当代の能説」の文言が引用される向きが多かった。しかし、澄憲の生きた世は、後白河院の存在の大きさや平家の台頭・滅亡に縁取られ、寺院勢力の動向も大きく揺れ動いた時代である。彼の唱導も、ひとしなみに評価するのではなく、それぞれの成立背景、法会の性格に即し、その詞章において主張された機能・目的を見出すことが必要になろう。

本稿では、公請の仏事法会での澄憲の「説経」を取り上げ、それに対する『玉葉』の九条兼実による澄憲評価を検討したいと考える。澄憲の事蹟については既に整理がなされており、[6] また彼の晩年の述懐についても論じられている所であるが、[7] ここでは安元年間以前の期間に対象を絞りたい。治承・寿永合戦の直前の世において、澄憲の説経はどのようなものであったのだろうか。

二、仁安二年最勝講講師説経

宮中最勝講は、毎年五月下旬五日間にわたって行なわれ、金光明最勝王経の功徳により国家平安を祈る大法会である。僧衆の面から見ると、証義・講師十人・問者十人が四大寺から選ばれ、その後の僧綱補任に関わる点が重要であった。

澄憲の「最勝講講師表白」は『公請表白』に五篇収められる。ただし前掲注5大島薫氏の論文でも論じられているように、これは「説経」「経釈」と称するのが妥当な詞章である。『玉葉』にて最勝講の次第を確認すると、

僧着座—唄—散花—打磬—勧請—啓白—釈経（「説経」と称する場合も）—論義—打磬—僧退下

（承安二年五月十五日　第二日朝座、同三年五月二十五日　第三日朝座　等）

大略は右のようになる。以下、「説経」と称することにしたい。

『公請表白』2～5の四篇は、その一部が『言泉集』最勝講帖に抜粋されていることが確認できる。多少文言の異同があるが、両者を比較すると『公請表白』の説経の構成内容を明らかにすることができよう。一方で『言泉集』の抜粋態度も明らかになる。

まず澄憲四十二才の時、『公請表白』4「最勝講　仁安二年　六条院代始　第八座」を挙げたい。傍線部は『言泉集』抜粋句と一致する部分である。尚、最初に掲げた本文全体部分では、送り仮名・返り点等は省略した。

『公請表白』本文

斯経者、講之即諸天善見在首上、豈非衛国之大術哉。聴之又王法正論留耳底、実是帝道之軌範也。彼日照高山之

教、未述天子之要道、鷺池鷲嶺之法、全闕王法之正論。故朝家殊崇此妙典、帝者専帰此深法。

（以上傍線部は角川書店『安居院唱導集 上巻』26頁『言泉集』最勝講帖「講経惣結句」）

遠訪延暦弘仁之聖代、未聞此梵筵、近尋昌泰天徳之明時、未修此法会。後及長保之暦、属休明之代。始未曾有之御願、講最勝講妙典、星霜雖旧、道儀弥新。所者是壺中地也、俗骨以無臨此砌、人者皆象外撰也、庸材以不預此筵。龍象捅力、為五日之講匠、麒麟並轡、列十口之聴衆。或護法清弁之後身、空有諍再起、或慈恩荊溪之再誕、前後論重聞。凡法会厳重、講論之幽玄、得而不可称者也。陛下、当龍図初受、鳳暦新開、法会荘厳、殊増調色。仏則満月之容、如出霊山之雲、経又垂露之文、始瑩南嶺之金。焼以此岸之香、散以後薗之萼。煙昇忉利天宮、花遍帝綱国。諸天倒影降臨、諸仏分光来集。証明法会、納受御願。誕生未幾、果当一千之聖運、登極速至、忽備九五之尊位。如日初出、契明照於万歳、如松始萌、期長久於千年。万機政未自、三宝帰休竊興、冠冕礼未備、善根薫修且積。在襁褓中、合掌聴聞講経、以乳嗅歯、傾頭喝仰法筵。諸天含咲、衆聖哀愍。護玉躰如目精、保宝位比磐石。太上仙院、汾陽県水送千秋久澄、具茨山花迎万春永開。椒房之居、陰徳克収、龍楼之宮、玉躰永穏。摂録臣大麓運是久、三握勤無怠、三千朝儀涌口、七十夕見在眼。代天治民者人君也、引君随天者人臣也。臣不為臣、君不為君。如姫旦輔成王臨朝、同虞舜代堯帝摂政。都三台星光常明、九棘露色鎮鮮。文官武官、松竹節無撓、畿内畿外、豊饒楽不彊。乃至鉄圍大鉄圍、皆遊四悉壇之風、悲想々想、同翫三菩提之月。御願旨趣、大略如此。

（以上傍線部は同28頁 最勝講帖「廻向詞」）

『言泉集』四之二帖（最勝講帖の内）の「惣結句」は、四例を列挙しているが、そのうちの一が本説経から抜粋した形を示す。「斯経」、つまり金光最勝王経が、これを講ずれば諸善神が現れて擁護を垂れ、これを聴けば王法の正論が明

らかになる故に、朝家・王家と関係深い経典である由を述べる。その点に於いては「日照高山」即ち華厳経、「鷲池鷲嶺」即ち大般若経・法華経も及ばない、という。続いて宮中最勝講の由来が述べられ、「所者是壺中地也」以下、願主である「陛下」と本法会の関わり、天皇の在位の永遠祈願が綴られるのは所謂「施主段」に相当する部分であろう。仙院・臣下の長久なること、国土安泰にまで祈願が及び、末尾は、九山の外側にある鉄囲山・大鉄囲山にまで四つの説法（四悉壇）の風が届き、あと僅かで無想に至る非想・非々想天にまで、平等な真理の月光が齎されることを願う廻向の文言で締め括られる。

『言泉集』四帖之三（最勝講帖の内）「廻向詞」は、かなり省略された形だが、「御願趣者」「夫日本国者」等の句で始まる、願主天皇について述べる詞章数例を収めている。最勝講における典型的な表現を抜粋する一方、「万機ノ政未サレトモ自ラ、三宝ノ帰休竊ニ興ル、冠冕ノ礼未タトモ備、善根ノ薫修且積ル」（自ら政務を行わず元服も迎えていないが三宝に帰依し善根を積み、それに諸天聖衆も感応している）という対句を抜粋し、「今上陛下（童帝）」、つまり天皇幼少の場合の例とする態度も見られる。

この仁安二（一一六七）年最勝講時、六条天皇は即位二年目のわずか四歳であった。『公請表白』本文を見ると、「在マシテ襁褓ノ中ニ、合レ掌ヲ聴聞御シ講経ヲ、以テ二乳嗅ノ歯ヒヲ、傾テ頭ヲ喝仰シ御ス法筵ヲ」と、より具体的に天皇の幼さを述べ、仏事結縁の有り難さを一層浮き彫りにした部分が見られる。このような部分こそ、当座においては臨場感を持ち、座の同情を促すものではなかったろうか。

また「摂録ノ臣ノ大麓ノ運是久ク、三握ノ勤メ無レ怠コト」と、摂政について姫旦（周公）と虞舜を引用して君臣一体を説く部分であるが、「三千朝儀」「七十夕見」は『本朝文粋』巻四・五に収められる大江匡衡「為入道大相国謝官文書内覧

表」にも用例が見える。叔孫通が朝儀を起こし、周公旦が賢材を採用した故事に拠る文言である。また「如姫旦輔成王臨朝、同虞舜代堯帝摂政」は、姫氏周公旦が幼主成王を補佐した如く、老境の堯帝が虞舜を得たと同じように、今上天皇が老境に至るまでの間摂録も長く朝に仕えん、の意であろう。

ところで当時は、前年憲仁親王（後の高倉天皇）が立太子し、この年二月には平清盛が既に従一位太政大臣に昇った状況にある。澄憲の説経は、果たして実際の政情とはどのような関係にあるだろうか。幼帝在位と当時の政情に不安を感じていたはずの摂関家との関わりから見てゆきたい。

三、『玉葉』に見る澄憲—承安三年最勝講・安元三年宸筆御八講

澄憲の最勝講経歴は仁安三（一一六八）年から承安三（一一七三）年まで間隙があるが、これは記録に残らなかったのではなく、実際に出仕が無かったと見るべきである。[8] その承安三（一一七三）年時の説経に触れよう。『玉葉』の中で澄憲の説経に触れた、確認し得る最も早い例がこの際のものであり、兼実は「説法珍重云々」と言っている。[9]

『公請表白』5の説経本文で、「廻向詞」に当たる部分では、高倉天皇の若くして賢明なることが次のように述べられる。

「鳳暦不幾徳化且成、龍顔於少叡哲既顕。所謂、幼自聡、瑩文学於九流。賢自明、鑑理乱於百王。」

「国之興、只待我君成人、道盛只期君政化。人情既如此、仏天宜知見休見」

天皇の成人と親政を望む民意を、諸天諸仏も請け引き給え、と祈願している。

また、「長秋宮内ニ、懐日夢早結、博陸門ノ下、藤家栄是久」として、「藤家」の繁栄長久祈願を明らかにしている点

が注目できる（『公請表白』5の本文。『言泉集』での該当箇所は「長秋宮中、懐日夢早結、博陸門下威風勢長扇」（『安居院唱導集　上巻』31頁）とより一般的な表現である）。

高倉帝は当時十三歳。その前年に平徳子が中宮となり、清盛の権勢が大きくなりつつあった時である。

では、澄憲と摂関家との関係はこの間如何なるものがあっただろうか。翌承安四（一一七四）年三月八日関白家法華八講結願講師の記事に次のようなものが見られる。

「（第八巻の説法・論議が終わって結願の儀に移る）次講講師（ママ）就二礼盤一惣礼、講師澄憲僧都、依為能説乱次被点結願講師云々、読師覚憲律師、（中略）次説法、神也妙也、誠是富瑠之再誕歟、抑又当世之一物也、満座動二心情一、衆人驚二耳目一、次論義、問者覚長僧都、問答共優美、又足催感興」（『玉葉』承安四年三月八日条）

「依レ為二能説一、乱レ次被レ点二結願講師一云々」とは、予定されていた次第に拘らず、結願の講師に澄憲を据えたということだろうか。「能説」「当世之一物」の評判が既に高かったことが窺える。

この前後数年は、承安三年五月の騒乱以降、南北の大衆蜂起が世を騒がせた時期である。その後六月・七月の最勝法勝両寺の恒例御八講には、南都の僧侶は公請が差し止められた。七月には多武峯の社殿が焼き討ちされ、これが興福寺衆徒の手に拠るか否かをめぐって朝廷・摂関家は対応に追われた。

しかしその間も、八月には関白千部仁王経供養が行なわれ、澄憲は惣導師を勤めている（『玉葉』承安三年八月七日条）。

平安遺文三六三七「興福寺僧綱等申状案」（承安三年十月）にはやはり澄憲と摂関家との関わりを指摘する箇所が見られる。当文書は、多武峯紛争に延暦寺が介入しそれに乗じて興福寺領を押領したことを摂関家に憤訴するものである

が、叡山座主明雲を非難する旨とともに澄憲の名が挙がっている。

「又如二風聞一者、近来召二請延暦寺澄憲一、為二導師一令レ供二養御仏一之間、引二天台相似之妄説一、破二中宗了義之正法一、夫氏神所レ重、独在二我宗一、為二人之長者一、争不レ顧二神鑑一乎」

該当する法会・説法は未だ判明しない。藤家が氏寺とする興福寺を重んじるべきことを説く文脈だが、澄憲が摂関家の供養法会にて、似非天台宗の妄説を以って法相宗の真実完全な正法を説破したという。仏事における説経であっても、このように政治的力学の中で表明され又、聴かれた面もあることは注意しなければならない。

澄憲と摂関家の関わりが安定していたことを示す法事として、次に取り上げたいのは安元三（一一七七）年七月に行なわれた高倉天皇宸筆御八講結座における澄憲の説経である。前年に高倉天皇の母建春門院が没し、一周忌正日の七月八日を結願に当てて宸筆法華八講が営まれることになった。奉行すべき由の院宣が兼実に下り（『玉葉』安元三年五月二十日条）、過去の宸筆八講の例（天暦・長保・治暦・長治）を鑑みつつ、僧侶数、仏経、願文咒願文等が取り決められていった（『玉葉』同五月二十五日条、六月二十一・二十二日条など）。

当日の『玉葉』記事にはその旨が次のように記される。

「倩検二我朝之旧貫一、被レ行二宸筆法華八講一之例四ヶ度、所謂天暦、長保已上奉為母后、治暦奉為先帝、長治奉為母后、是也、此外醍醐聖主延長三年奉レ為二母后一、雖二書写一乗一、不レ勤二修八講一矣、今度一向可レ遵二行長保之嘉例一之由、所レ被二仰下一也」

特に長保の先例が重視された。願文は藤原永範が作成している。その文言に対し、内覧の際に関白から改直が加えられ、奏院の際には後白河院も文言の変更を求めた。

「先内覧之処、有レ被二改直一事、所謂博陸被レ書二開結経等一之所、載レ究二二妙一之由、尤後代有レ恥之由、有二関白之仰一、因レ之改直云、帰二十妙一云々、即永範卿当座令レ改云々、今日奏院之処、仰云、雖レ須二亮陰之後心閑被一行、依二慇懃之志強一被二忽行一之由可レ作一載云々」（七月二日条）

（関白が内覧の際、文言を改直する事があった。所謂、博陸が開結二経を書写する等の所で、「究二妙」と載せてあった部分を、後代の恥となるという関白の言によって「帰十妙」と直したという。永範卿はその場にて改めたという。院に奏覧した所、諒闇の後は心静かに菩提を弔う行をすべきではあるが懇志が強い故に急ぎ行うのだ、と願文に載せるべきだと仰せられた）

ちなみに「帰十妙」の件は実際に永範の願文に見ることができる（後掲）。院に対し、兼実は没後一周年の内にこれを行なうことは先例に適っていると考えていた。

「天暦長保皆一基之内被レ行レ之、若不慮之外過二諒闇一者、尤可レ被レ載二延引之由緒一…（中略）是不レ知二食子細一之上、此般御八講可二延引一之由、天下之人庶二幾之一云々、其趣達二上聞一、故有二此仰一歟」（同日条）

（天暦・長保の先例はみな一周忌の内に行われた。もし思いがけず諒闇の期間を過ぎたらばその時は延引の訳を載せるべきである。…院は子細を知ろしめさず、このような八講の延引を冀う天下の声が耳に達したためにこう仰せられるのだろう）

と院の意向に批判的である。世上には御八講の延期を望む声もあったが、宸筆という希代の善根を中心とする仏事であり、摂関家は力を尽したものと思われる。

この八講において、澄憲は結願日に講師を勤めた。説法は見事なものであり、兼実は次のように言う。

「次説法、其詞絶妙、聞者莫レ不二感歎一、此中頗有レ驚二耳之詞一、所謂前院扶政之間、一天無為、四海安然、彼崩御之後、世上不レ穏、就中近日民心不二安心一、道路只以レ目、是以前院為二賢妃一、崩後弥露者也云々」（『玉葉』七月八日条）

この傍線部の文言に相当する部分を実際に『公請表白』7本文中に見ることができる。「講経詞略之」と注があるため、やはり「釈経」の後に位置するものであることがわかる。亡者嘆徳、入滅の様、遺徳悲歎、修善の由来、当法会の景気、経の功徳、等の内容を述べてきた後、更に聖霊の徳を述べ菩提祈請に移る部分で次の文言がある。『拾珠抄』第一、『醍醐寺三宝院本表白集』にも同説法が収録され、やや異なる為、校異を下段に挙げた。（拾＝拾珠抄、三＝醍醐寺三宝院本表白集）

『公請表白』7本文

「抑

聖霊徳化、夢後添レ光ヲ、

聖霊ノ栄耀、忌内ニ増色。

其故者、

扶姑射政ヲ十年、

四海全無事、

催二テ渉屺悲一廻、

一人頗有リ驚（ママ）リ。

「扶姑射政」―拾＝扶姑射遊、三＝快姑射

「政十年」―三＝遊十季四海

「渉屺」―拾＝渉氾、三＝渉屺

「一人頗」―拾・三＝一天既

人知之否、　　「人知之否」――拾・三＝人知之否、世悟之不

百寮箴口、道路以目。」

（聖霊の徳化・栄耀は亡くなって後に一層光を増し色を増して現れるようになった。そのわけは、仙院の政治を補佐した十年間は天下四海は平穏で、（「渉屺」の語句の意不詳）二年間の悲しみは天皇を驚かせた。人民は知っているや否や〔世中は悟っているや否や〕、官吏たちは口をつぐみ、天下は目配せをし合っていることを。）

「箴」の「ツグム」の訓読は『拾珠抄』・『醍醐寺三宝院本表白集』に従った。兼実も取り上げている「道路以目」は、『国語』「周語上」に典拠が求められ、厲王の横暴により人々はもの言わず目で意を通じるようになったという故事を指す。

両者の相違については、現存する説法の本文が当日語られたものと異なるのか、兼実の言が説法を独自に解釈したものなのか判断しかねるが、「百寮箴口、道路以目」とは、世に密やかな批判が満ちている意である。また、亡き建春門院の徳が、その没後に世が乱れていることによって逆説的に証明されるという論法は、追善供養における亡者の遺徳讃嘆にしては特異であるように思われる。政変――所謂鹿ケ谷の陰謀と、叡山座主明雲の配流など――が打ち続いていた安元三年、前述の御八講延引を望む声があったことも考え併せると、追善供養という性格の説法ではあるが、構成要素である亡者嘆徳を媒介に、詞章の内に世情を留めようとする澄憲の意図を読み取りたく考える。

更に注目したいのは、この法会が四代の先例、特に長保の例を重んじて行なわれた事を、説経中に取り入れている部分である。説経が願旨を十分に受けることは不思議ではないが、先例の勝躅に倣うことへの単純な讃美のみではない。

修善の由来と写経の功徳を述べるくだりでは次のようにある。

「至無量普賢両経者、成レハ博陸太閤之合力一ニ、
昔南面ニ摂行シテ朝政、相同姫旦之古風、
今此闕助成ス君善、不異長保之旧跡、
四海舟楫之用、酌法水添流、
万機塩梅之勤、調醍醐ヲ増リ味ヲ、
実ニ可哉、
伏聞ニ、
長保旧例、
或ハ命外戚左相写之、依戚里之親族也、
或誂中書大王書シムレ之、以筆跡之真仙也、
各非無ニハ故於不如今、
故如何者、
助ニハ孝行一如以ス節、故撰国家之良佐一ヲ、
修白業只須丹誠、故雇トウ仏法之大檀、
君臣一誠、成十軸之妙文、
自他同心、満一部之繕写ヲ一、
豈不叶誠諦之実語ニ乎、

「此闕」―拾・三＝北闕
「塩梅」―拾＝鑑梅、三＝塩海
「長保旧例」―拾・三＝長保昔
「左相」―拾＝古相
「真仙」―三＝真仏
「於」―拾・三＝猶
「故如何者」―拾・三＝其故者
「如」―拾＝必、「節」―拾・三＝忠節
「須丹誠」―拾＝潢母誠
「心」―拾・三＝志
「誠諦之実語」―拾＝聖悟之誠諦、三＝聖語誠諦

寧不成広大之善因乎」

「寧不成広大之善因乎」―拾＝抑又円満我后之御
三＝抑又円満我君御願者也

（無量普賢の開結二経に至っては、関白摂政が力を合わせて書写が成ったものである。南面の天子の朝政を補佐した昔は周公旦の例に同じで、いま〔北闕〕して君子の善根を助けることは長保の例と同じである。（普段は）天子の舟の楫を取って補佐するのに対し、今は法の水を汲んで（功徳の）流れを添え、（常時は）政治の塩梅を調和する勤めに対し、ここでは醍醐の味を調え（善根の）味を増す。まことに善きことである。ほのかに聞くところでは、長保の旧例では左大臣が外戚たる故を以って、また中書王が達筆たるの故を以って、書写の任にあたったという。それも故無き事ではないが、〔やはり〕今度のような例には如くまい。その訳は、孝行を助けるのには忠節が必要であるため国家で尤も良臣を選び、善い行いを修めるにはただ真心を尽すべきであるため仏法の護摩壇を請じて、君臣誠の心を一つにし自他ともに志を同じくして、十巻一部の写経を成し遂げたからである。どうして如来真実の言葉に叶わないことがあろうか、広大な廻向の為の善因とならないことがあろうか。）

永範の願文で対応する箇所は次のようである。

「至于無量義経、観音普賢経等者、今博陸閣下、令奉書写之。外扶万機、以輸臣忠。内帰十妙、以與朕善者也。抑伏窺旧記、倩廻冲襟、遠則延喜天暦之聖主、近又長保長治之明主、皆為母后聖霊、自写金字花文、朕追彼四代之勝躅、書此一部之妙経。」（『本朝文集』巻第六十）

澄憲の説経は結願講師のものである故、願文に対応する形で、無量義経・観普賢経の開結二経の書写について述べるが、先例と対比させて今回の法会の素晴らしさを強調する方法で、より強く君臣一体観を現していることがわかる。兼

実の奉行・摂関家の主体性が働いた当法会の輪郭に、澄憲も寄り添う形であっただろう。君臣一体の強調は、亡者の菩提祈願という追善供養法会としての主旨からはやや離れるように思われるが、その乖離は「善因」へと収斂されてゆく。

同講における講師の表白・説経として、開白を勤めた公顕権僧正（延暦寺）の表白と、第六座講師の弁暁権律師（東大寺）の説経とが残っているが（『拾珠抄』第一）、そこでの「長保の例」「四代の先例」への触れ方を対照させてみよう。

「我君、修速証菩提之勝因、資奉聖霊得脱之覚路思召、尋古風於延喜天暦之聖代、訪勝躅於長保長治之明時、」（公顕の開白）

「昔長治聖主奉為先后書宸筆金泥御経已来」（同右）

「是延喜天暦長保長治聖代、雖尋跡、香花幡蓋講経論義叡慮、新勵誠」（弁暁の説経）

「伏尋旧例、我朝醍醐天王以後奉為母后神筆写経、其例雖及四代、事之速疾、儀之厳重、只在天暦一代。…（ほかの三代には宸筆の巻数が少ないなどの欠点があることを述べた後で）而我后今御願、独同彼天暦之例、六万九千之文字、終天筆於八軸之間、四日八座之講論、開斎会於一周之内。」（同右）

先例を、宸筆との関係上のみにおいて引く態度であり、弁暁は「長保」にさえ拘らず、むしろ宸筆の実際を重視し「天暦」を例証に用いているほどである。

また、澄憲の説法だが、末尾の祈請の部分でも、「余慶」について「五代の先例」を用いて述べる。

「積善家ニハ必有余慶、化功定帰ム已ニ　　「已」―拾＝己

君久政化、世致ム泰平ヲ、
抑以神筆写妙ヲ、設斎会ヲ修報恩者、
延喜天暦長保治暦長治五代也、
検彼五代御宇ヲ、皆余マリ廿年ニ、継体于今、
無シ絶居、
是久誇ム帝徳ニ、代々自然有ル此御願歟、
又不知依修此御願、代々久聖位ヲ歟、

「継体于今無絶居」—拾＝継体可今無絶別
三＝継体于今無絶若

「依修此御願」—拾＝此至孝御願、

我君
列五代勝躅ニ、
写一乗之真文、
不欲追前蹤、離別ノ悲忽至ル、
不欲従旧例ニ、報恩誠自至ル、

「聖位」—拾・三＝聖運
「我君」—拾＝我聖皇
「真文」—拾・三＝真典
「報恩」—拾・三＝報徳
「自至然又」—拾＝自成然又、
三＝自成又

然又依テ此善因ニ、
不思久在位御運、

「在位御運」—拾・三＝聖運

不楽繁継躰ノ貴種ヲ、
其運自久、其胤暗多歟、」

「継躰貴種其運自久其胤暗多歟」
―拾・二＝継躰之胤不絶者歟」

（善根を積む家には必ず慶事があり、功徳は〔己〕に帰るものだ。帝王の政治は久しく、世は泰平になるだろう。そもそも宸筆八講の報恩は、かの先例の五代を検証するに、すべて二十年以上の在位であり世継ぎは絶えない。帝王の徳が長い代々にはおのずとこの御願があったのか、この御願を修するによって久しき帝位を得たのか。我が君は五代の善い先例に倣い真実の経文を書写した。前例を追うつもりではないが母后に離別する悲しみに遇った。旧例に従おうとはしなくても母恩〔徳〕に報いる誠志はここにおのずと成し遂げられた。そして又この善因によって、望まなくとも聖位の運は自ずから長く、世継ぎの王胤はひそかに多いことだろうと思われる）

「五代の勝躅」については、先に挙げた『玉葉』七月五日条にある通り、醍醐帝が母后の為に経を書写したものの八講は営まなかった例を、澄憲も指したものと思われる。宸筆という修善が拠った先例を、天皇の在位長久と胤子の繁栄をも表すという面から捉えなおした展開である。先の君臣一体観とも呼応しており、亡者菩提祈願とともに、巧みに高倉天皇の王位安泰をも表明している。先例に新たな意味を見出し付加しつつ進める論理の巧みさは、法会の意味を帝王と摂関家の関係上に位置づける為にも用いられているようだ。

四、結びにかえて

澄憲の説経は、表現の豊富さの上に、法会のおかれた現実をいかに把握し映し取るか、という点に長けているのではないだろうか。説経の段落構成など既成の枠組を有しながらも、より臨場感のある現状に即した文言を用い、法会の意

味づけを明確にしてゆく。後の治承年間になると、「説法之中多吐世上不可」（『玉葉』治承五年四月三十日条）と評されるように、明らかに合戦の世と政治に触れた批判的表現が現れるが、その萌芽は高倉天皇在位中から見られるのではないか。摂関家と皇室の和合という旧体制を護持しようとする天台僧侶本来の姿を表しながら、不穏な世情をも詞章世界の内に組み入れ、世の流れを説法の場において象ろうとしたように思われる。しかし、後白河院との関係を措いては澄憲説経の批判性について言及はできないだろう。

本稿で取り上げた期間内には、かの有名な承安四（一一七四）年最勝講講師祈雨の際の説経があった。この説経については既に注5大島薫氏論文によって考察がなされているが、説経中の引用には注目すべきものがある。『本朝文粋』巻二に収められる三善清行「意見十二箇条」との文言の一致である。(10)

『公請表白』6本文

「…何況、欽明之代、仏法初渡此朝、推古依頼、此教盛行。降及聖武天皇御宇、弥盛尊重。其堂宇之崇、仏像之大、敢非人力之為、有如鬼神之製。上自群公卿公、下至諸国黎民、競捨田園、施仏陀、争傾財産、悉奉三宝。不修仏事者、不為生類、不立堂塔者、不列人数。国風俗習、久積深馴。近自畿内遠及畿外、一国田地、帝皇進止少皆為三宝之地、九州正税、国家用途不幾併宛仏界之供」

『本朝文粋』「意見十二箇条」本文

「…既而欽明天皇之代、仏法初伝本朝、推古天皇以後、此教盛行。上自群公卿士、下至諸国黎民、無建寺塔者、不列人数。故傾尽資産、興造浮図。競捨田園、以為仏地、多買良人、以為寺奴。降及天平、弥以尊重、遂傾田園、多

建大寺。其堂宇之崇、仏像之大、工巧之妙、荘厳之奇、有如鬼神之製、似非人力之為。又令七道諸国建国分二寺。造作之費、各用其国正税。於是天下之費、十分而五。」

澄憲説経はこの後諸国の仏地大寺を延々と列挙し、仏土としての日本を位置づけてゆく文脈にあるが、この「意見十二箇条」の国税用途批判が暗に踏まえられていたとは考えられないだろうか。大島氏論文によると、この際の勧賞に対して後白河院は難色を示したという。院は当時熊野詣を繰り返し、折しも前年には最勝光院が落成供養されてもいた。法皇に対する批判と考えるにはいまだ推測の域を出ないが、後白河院と澄憲の関係も、より多角的に捉えるべきではないだろうか。

本稿では、安元年間以前の公請仏事における説経をいくつか取り上げ、摂関家側からの澄憲評と対照を試みた。彼の生涯にわたっての、法会の種類の別とそこにおける詞章の定型について検討が不可欠であるが、他日を期したい。王権・摂関家に対しての仏法・天台宗の位置を視野に入れ、澄憲の作文の方法・意図をさらに探ってゆきたいと考える。

※ 引用については、次のものを用いた。『玉葉』『平安遺文』については私に返り点を施した。
『公請表白』―「安居院唱導資料纂輯（六）」（『国文学研究資料館調査研究報告』17（平成8）／『言泉集』―『安居院唱導集　上巻』（角川書店　昭和48）／『玉葉』―圖書寮叢刊／『拾珠抄』―天台宗全書二〇／『醍醐寺三宝院本表白集』―東京大学史料編纂所蔵大正三年謄写本／『本朝文粋』―新日本古典文学大系

注

（1） 多賀宗隼「称名寺所蔵金沢文庫保管　轉法輪抄について」（『金沢文庫研究』8　昭和46）

(2) 阿部泰郎「唱導における説話―私案抄―」(『説話と儀礼』桜楓社　昭和61)
小峯和明「表白」(『仏教文学講座』8　勉誠社　平成7)
村上美登志「説話と唱導―『草案集』所収の「天台大師表白」を中心に―」(『講座日本の伝承文学4　散文文学〈説話〉の世界』三弥井書店　平成8)等
(3) 注2阿部論文で指摘された、信承『法則集』「凡説法者、総三段也。表白正釈施主段也」。
(4) 牧野淳司「『安極玉泉集』解題」(『真福寺善本叢刊4　中世唱導資料集』臨川書店　平成12)
(5) 大島　薫「安居院澄憲の〈説法〉―承安四年宮中最勝講における勧賞をめぐって―」(『仏教文学』24　平成12)
山崎　誠「『法華経古注釈集』総説」(『真福寺善本叢刊2　法華経古注釈集』臨川書店　平成12)等においても術語の定義について言及されている。
(6) 山崎　誠「澄憲略年譜」(『国文学研究資料館調査研究資料報告』12　平成3)
(7) 阿部泰郎「唱導における説経と説経師―澄憲『釈門秘鑰』をめぐりて―」(『伝承文学研究』45　平成8)
(8) 九条兼実の『玉葉』における最勝講の記事には、証誠・講師・聴衆の僧侶名がおおむね毎年記されているため、彼の不参は確かめられる。また、東大寺宗性の『春華秋月抄草』第十一(寛元三年五月の奥書を持つ)冒頭部分に、澄憲・弁暁・貞慶の最勝講の経歴記事があり年時・第何座の勤仕・僧綱を記すが、それによっても確認できる。
(9) 『玉葉』での表記は「証憲」だが、(注6)東大寺宗性の『春華秋月抄草』第十一に「澄憲最勝講参　…　承安三年第二座権少僧都」と見え、『公請表白』5にも「承安三年　高倉院御宇　初参　第二座」とあるため、澄憲のことと見てよかろうと考える。
(10) 既に大曽根章介氏によって指摘されている。「『本朝文粋』と『平家物語』」(『共立女子短期大学紀要』9　昭和40)、「三善清行の「意見封事」」(『歴史教育』昭和41)。